

谷山第二地区 第27号

区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課

〒891-0194

鹿児島市谷山中央四丁目4927番地

谷山支所3階

谷山第二地区係

工事償補係

谷山駅周辺地区係

TEL099-269-8436(直通)

TEL099-269-2141(直通)

TEL099-269-8437(直通)

TEL099-269-8435(直通)



谷山第二地区土地地区画整理事業の予算は、補助決定に伴う補正を行い、建物移転補償費を中心に四億一千五百円増額し、約二十四億五千五百円となつております。

【補償内容】

- 建物移転 当初6棟 → 88棟(22棟増)
- 【七月補正後における平成二十二年三月末の進捗見込み】
- 進捗率(事業費ベース) 約81%
- 建物移転率 約82%

となる見込みです。

なお、今年度の工事については、辻之堂本城線の一部が完成しており、道路築造、公共下水道、下福元橋等についても引き続き工事を行つてまいります。

平成二十一年度予算について



谷山地区連続立体交差事業については、平成二十年六月に慈眼寺駅南側の山切工事に着手し、今年五月からは、森永踏切付近から和田川橋りょう付近において、現在の線路から仮の線路へ列車運行を切替えるための工事を行っています。

十一月上旬からは列車の徐行運転も始まり、今年度末の仮線切替に向けて工事が本格化しています。地域の皆様方には交通規制など、ご迷惑をおかけしますが、今後ともご理解とご協力を願います。

なお、谷山地区連続立体交差事業について、お尋ねになりたい方は谷山都市整備課の「工事係」までお問い合わせください。

谷山地区連続立体交差事業について

- 登記名義人が変わったとき。
(登記簿謄本の写しを添付して下さい)
 - 住所を変更したとき。
 - 借地権の申告をするとき。
(他人名義の土地に建物などを所有する人)
 - 代理人を定めたとき。
 - (土地区画整理事業の施行地区内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。(七六条許可))
- このような場合は、届出又は許可が必要になりますので、詳しくは『谷山第二地区係』にお問い合わせ下さい。

みなさまへのお願い

の区画整理に関する各種証明手数料の改正について

鹿児島市手数料条例の一部改正により、平成二十二年六月一日から証明手数料が一通につき二〇〇円から三〇〇円になりました。

- ・仮換地証明書
- ・払い下げ証明書(小宅地・保留地)
- ・道幅員証明書
- ・底地証明書

※鹿児島市のホームページにも掲載しております。
(<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>)

- 本人確認が必要でない証明書
 - ・道幅員証明書など
 - ・仮換地証明書
 - ・払い下げ証明書

戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正(平成二十年五月一日より実施)に伴い、より適正な証明書交付と個人情報の保護が図られたことから、区画整理における各種証明書の取扱いについても平成二十年十月一日より本人確認を行うこととなりましたので、何卒ご理解とご協力を願います。

仮換地証明書、払い下げ証明書を窓口に取りに来られる方(代理人等)の本人確認の実施について

不動寺遺跡の追加調査について

平成十九（図1の青色部）・二十年度（図1の黄色部）に実施した全面発掘調査のうち、平成二十年度調査の結果により埋蔵文化財包蔵区域の拡大が想定されたことから、市教育委員会が六月から十一ヶ所の追加試掘調査を行いました。

その結果、不動寺遺跡の区域が拡大することが確認されました。これを受けて、土地区画整理事業に先立ち、追加の発掘調査等を行う必要があることから、関係地権者を対象に「不動寺遺跡説明会」を開催しました。

試掘調査の結果

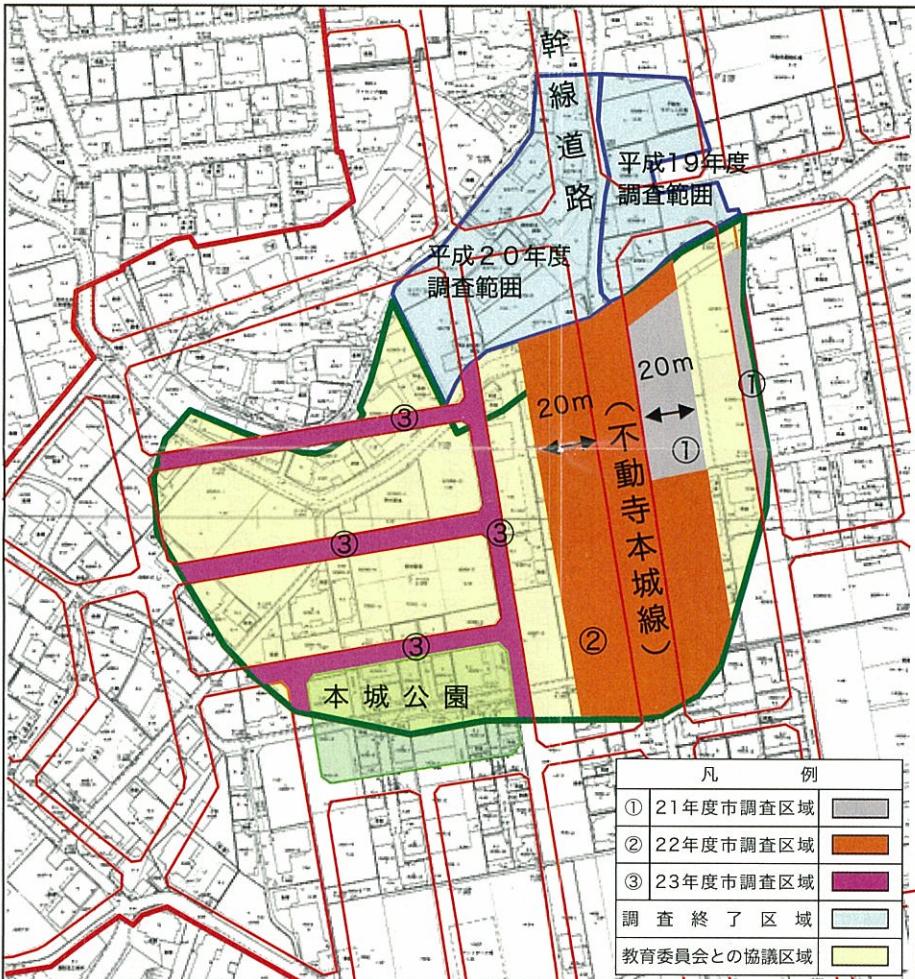
平成二十年度の発掘調査の結果、遺跡が南側に広がっている可能性があつたことから、遺跡範囲確認のための追加試掘調査を実施した主な結果です（図1の赤い線T1からT11の十一ヶ所）。

○四ヶ所（T4、T9～T11）において、縄文時代中期末～後期（約四千～三千年前）の土器（写真①）や石器を含む地層が確認されました。

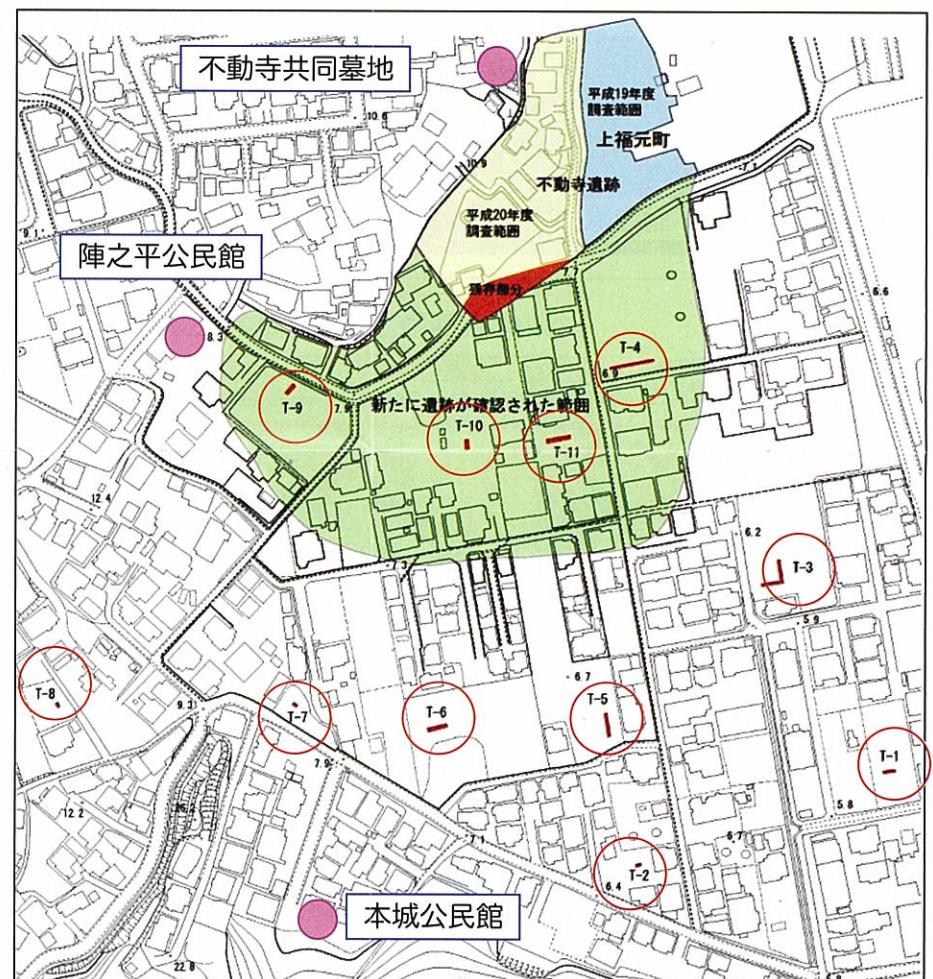
○T4では、平成二十年度の発掘調査で検出された鎌倉時代頃の溝跡の延長部分（写真②）が発見されました。以上の結果等から、図1の緑色に着色した部分を遺跡範囲の拡大部分として県教育委員会が決定しました。



文化財発掘調査計画図（図2）



試掘位置図及び遺跡範囲拡大図（図1）



『不動寺遺跡説明会』について

十月十日（土曜日）に関係地権者を対象にした説明会を西谷山小学校で開催し、①事業の現況②発掘調査の経過、③今後の対応等について説明を行いました。その中で、不動寺遺跡の区域拡大に伴う発掘調査に要する期間は今年度を含めて三年の調査期間が見込まれ、調査に関連する宅地、建物等については移転時期が変更になり、仮住居期間が通常よりも一年から二年長くなること等について説明を行いました。なお、質疑応答で出された主な意見は次のとおりです。

- ・拡大した区域はどうしても発掘調査が必要なのか。
- ・文化財的価値は何か。
- ・区域拡大で事業全体がどのくらい遅れるのか。
- ・周辺部を含めた家屋移転の時期はいつか。

意見については項目毎に回答するとともに関係地権者に対しましては、「期間延伸等でご迷惑をお掛けしますが、少しでも期間短縮ができるよう効率的な事業執行を進めたい」と説明し、「ご理解をお願いしたところですが、改めて関係者の皆様のご理解ご協力をお願いします。

鹿児島市からのお願い

○埋蔵文化財包蔵区域内に仮換地指定されている宅地は、今後の発掘調査に伴い、仮住居期間が通常（二年程度）より長くなりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

○図2の■区域内で建築行為を行う場合は、**教育委員会との協議**が必要となります。木造家屋等で地中部分を乱さない場合は調査を必要としませんが、筋コンクリート構造等を計画されている場合は、教育委員会が確認調査を行うことになりますので、早めに申し出ください。

○土地を売買する場合、不動産売買契約書等の書面には特記事項として、「文化財包蔵区域内の土地である」ことを明記するなど、相手方に對して周知してください。（現在の権利者については、市で調査を行いますが、新たな権利者については、発掘調査に係る費用負担等が発生する場合があります。）詳しくは、『谷山第一地区係』にお問い合わせください。